

## 施設の概要

(金額、人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市河内霊園				
所在地	宇都宮市白沢町620番地1				
根拠条例等	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号） 宇都宮市墓園条例（昭和39年宇都宮市条例第1号） 宇都宮市墓園条例施行規則（平成39年宇都宮市規則第4号）				
設置年月日	昭和55年5月				
設置目的・業務内容	設置目的 業務内容	<p>河内霊園は、宇都宮市墓園条例（昭和39年条例第1号。以下「墓園条例」という。）に定める施設として、市民の墓地需用に応えるため、墓地供給を行うとともに、利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的としている。</p> <hr/> <p>1 施設の運営に関する業務            (1) 墓地に関する業務            (2) 各種届出の受付業務            (3) 霊園に関する相談業務</p> <p>2 施設の維持管理に関する業務            (1) 施設の維持管理業務            (2) 清掃に関する業務</p>			
開館時間	—				
休館日	—				
現在の指定管理者	栃木県造園建設業協同組合				
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額） 管理手数料収入		—（北山霊園を参照） 658千円		
利用者数（のべ人数）	910人				
施設構造	—				
敷地面積 (m <sup>2</sup> )	8, 442 m <sup>2</sup>	延床面積 (m <sup>2</sup> )	—		

	施設名	定員（人）	面積（m <sup>2</sup> ）
墓所	—	4, 312	
園路及び駐車場	—	4, 130	
主な施設内容			
その他の 特記事項	墓地の種類及び造成基数 和式墓地 5. 6 m <sup>2</sup> : 770 基		